

第 6 3 号議案

令和 4 年度加東市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度加東市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 9 7 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 1 1 1, 4 5 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項
4 国庫支出金	
	2 国庫補助金
10 繰入金	
	1 他会計繰入金
	2 基金繰入金
歳入合計	

補正前の額	補正額	計
0	14	14
0	14	14
369,557	1,964	371,521
326,984	1,335	328,319
42,573	629	43,202
4,109,475	1,978	4,111,453

歳出

(単位 千円)

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
9 諸支出金	
	1 償還金及び還付加算金等
歳出合計	

補正前の額	補正額	計
67,641	387	68,028
61,978	387	62,365
36,954	1,591	38,545
36,954	1,591	38,545
4,109,475	1,978	4,111,453

令和4年度

加東市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）説明書

歳入歳出補正予算（第 3 号）事項別明細書

1 総括

（歳入）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金	0	14	14
10 繰入金	369,557	1,964	371,521
歳入合計	4,109,475	1,978	4,111,453

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	67,641	387	68,028
3 国民健康保険事業費納付金	1,071,206	0	1,071,206
9 諸支出金	36,954	1,591	38,545
歳出合計	4,109,475	1,978	4,111,453

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
14	0	387	△14
0	0	948	△948
0	0	0	1,591
14	0	1,335	629

2 歳 入

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
8 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	0	14	14
計	0	14	14

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1	オンライン資格確認等システム等整備事業補助金	14	・オンライン資格確認等システム等整備事業補助金 14

(款) 10 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	326,984	1,335	328,319
計	326,984	1,335	328,319

4	職員給与費等繰入金	387	・職員給与費等繰入金 387
6	財政安定化支援事業繰入金	66	・財政安定化支援事業繰入金 66
7	その他一般会計繰入金	882	・その他一般会計繰入金 882

(款) 10 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	42,573	629	43,202
計	42,573	629	43,202

1	財政調整基金繰入金	629	・財政調整基金繰入金 629
---	-----------	-----	----------------

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	61,148	387	61,535	14		387	△14
計	61,978	387	62,365	14		387	△14

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

1 一般被保険者医療給付費	748,112	0	748,112			662	△662
計	748,402	0	748,402			662	△662

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	237,124	0	237,124			210	△210
計	237,143	0	237,143			210	△210

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

1 介護納付金分	85,661	0	85,661			76	△76
計	85,661	0	85,661			76	△76

(款) 9 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金等

3 償還金	317	202	519				202
7 保険給付費等交付金償還	32,257	1,389	33,646				1,389

(単位 千円)

区分	金額	説明	
2 給料	97	◎一般管理事業	387
3 職員手当等	183	2 給料	97
4 共済費	103	・一般職給	97
18 負担金、補助及び交付金	4	3 職員手当等	183
		・一般職諸手当	183
		・期末手当	30
		・勤勉手当	128
4 共済費	103	・退職手当組合負担金	25
		・一般職共済組合負担金	98
		・社会保険料	5
18 負担金、補助及び交付金	4	・職員互助会負担金	4

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

		◎一般被保険者医療給付費納付事業	0
		財源更正	

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

		◎一般被保険者後期高齢者支援金等納付事業	0
		財源更正	

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等分

		◎介護納付金納付事業	0
		財源更正	

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金分

22 償還金、利子及び割引	202	◎償還事業	202
		22 償還金、利子及び割引料	202
		・前年度国庫支出金償還金	118
		・前年度県支出金償還金	84
22 償還金、利子及び割引	1,389	◎保険給付費等交付金償還事業	1,389
		22 償還金、利子及び割引料	1,389

(款) 9 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金等

(款) 9 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金等

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	36,954	1,591	38,545				1,591

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		・返納金及び還付金 1,389

(款) 9 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金等

給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(3) 5	5,223	18,000	14,664	37,887	6,825	44,712	
補正前	(3) 5	5,223	17,903	14,481	37,607	6,722	44,329	
比 較	(0) 0	0	97	183	280	103	383	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	期 末 ・ 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	1,428	198		384		2,031		7,823	2,800
	補正前	1,428	198		384		2,031		7,665	2,775
	比 較	0	0		0		0		158	25

() 内は、パートタイム会計年度任用職員の数について外書きしたもの

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	5		18,000	13,641	31,641	5,856	37,497	
補正前	5		17,903	13,458	31,361	5,758	37,119	
比 較	0		97	183	280	98	378	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	期 末 ・ 勤 勉 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	1,428	198	0	384		2,031		6,800	2,800
	補正前	1,428	198	0	384		2,031		6,642	2,775
	比 較	0	0	0	0		0		158	25

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(3) 0	5,223		1,023	6,246	969	7,215	
補正前	(3) 0	5,223		1,023	6,246	964	7,210	
比 較	(0) 0	0		0	0	5	5	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	通 勤 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後					1,023	
	補正前					1,023	
	比 較					0	

() 内は、パートタイム会計年度任用職員の数について外書きしたもの

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

会計年度任用職員以外の職員

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	97	給与改定に伴う増減分	97	人事院勧告に伴う給料表の改定による増
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職 員 手 当	183	制度改正に伴う増減分	183	人事院勧告に伴うR4.12月勤勉手当の支給月数改定等による増 (R4.12月勤勉手当支給月数：0.95月⇒1.05月)
		その他の増減分		

令和 4 年度

加東市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）補足説明書

令和4年度加東市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、人事院勧告に伴う勤勉手当の増額などの人件費に係る補正のほか、会計検査院の指摘による運用基準の明確化（追加）に伴い国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の返還金などを計上する補正予算を編成いたしました。補正予算の規模は、1,978千円の増額とし、国民健康保険特別会計の総額を4,111,453千円といたします。

歳入予算では、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金で国庫支出金を14千円増額、職員給与費等の増により、一般会計繰入金を増額するほか、歳入歳出額調整のため、財政調整基金繰入金の増で繰入金を1,964千円増額するなど、合計で1,978千円の増額補正といたします。

歳出予算では、人事院勧告に伴い勤勉手当などの人件費に係る総務費を387千円増額するほか、国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の返還金のほか過年度精算による国・県支出金の返納金などで諸支出金を1,591千円増額するなど、合計で1,978千円の増額補正といたします。

1 主な歳出補正予算の概要

（単位 千円）

事項別 明細書	事業名	補正額	補正額の財源内訳				補正概要
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
P6～7	償還事業	168				168	今年度、会計検査院が他市町で行った国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金の交付額の算定等に対する会計検査での指摘に対し、厚生労働省が補助対象の運用基準を新たに明確化（追加）したことから、自主点検の結果、補助要件を満たさなかったため、平成29年度から令和2年度までの交付分に係る国庫支出金等を返納します。〈資料No.1〉 平成29年度 国庫支出金84千円、県支出金84千円
		34				34	その他、令和2年度及び令和3年度に係る災害等臨時特例補助金（新型コロナウイルス感染症対応分）について、過年度精算による国庫支出金34千円を返納します。
	計	202	0	0	0	202	

事項別 明細書	事業名	補正額	補正額の財源内訳				補正概要
			国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
P6～9	保険給付費等交付金償還事業	842				842	国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金返還金のうち、平成30年度以降の返還金は国民健康保険の県広域化に伴い、国庫支出金を含め、県へ842千円を返納します。〈資料No. 1〉
		547				547	保険者努力支援交付事業に係る過年度精算及び災害等臨時特例補助金の過年度精算に伴う、特別調整交付金分としての県支出金547千円を返納します。
	計	1,389	0	0	0	1,389	



特定健康診査とは…メタボリックシンドロームに着目した検査

- ・問診、診察、身体計測、尿検査、血圧測定、血液検査

国庫負担金の補助対象の運用基準（抜粋）

<従来より交付要綱及びQ & A集において示されていた理由（厚生労働省）>

- ①人間ドックにより検査を実施した場合に、特定健康診査のみに要した費用が不明確な時は、特定健康診査を実施した場合であっても補助対象としない。
- ②人間ドックにおける検査費用のうち、特定健康診査に要した費用を、実施機関との契約書・請求書等により明確に分ける必要がある。



加東市民病院と特定健康診査の契約をしており、当該内訳書で特定健康診査に要した費用を明確化していたため補助金を申請

<会計検査院の指摘によりこの度新たに示された理由>

- ③「実施機関との契約書・請求書等により明確に分ける必要がある」とは、「人間ドックにおいて、特定健康診査に相当する検査を受けたことを証明する契約書・請求書・領収書等において明確になっていること」を求めており、人間ドックを委託している医療機関と別途特定健康診査の委託契約を締結していて、当該契約書で特定健康診査に要する費用が分かっているにもかかわらず、人間ドックの契約書等で明確になっていなければ国庫負担金の補助対象とはできない。また、積算書やメモなど市町村が作成した資料は代替とはならない。



新たに明確化（追加）された理由を自主点検した結果、特定健康診査の費用が、「人間ドックの契約書等で明確になっていないこと」が判明したため、過年度に遡り補助金を返還